

課外活動団体 指導者ガイドライン



大阪公立大学

2022年4月版

1. はじめに

当ガイドラインは、大阪公立大学の課外活動に関して、各団体の指導者の皆様に本学の課外活動・基本方針を始めとした本学の方針をご確認いただき、現役学生の自主自立の活動運営を発展・促進させるための「大学による側面的支援の内容」及び「指導者の皆さまにご留意いただきたいこと」を確認し、実施していくための手引きとして作成したものです。

新大学の母体となる両大学の課外活動団体の指導者の皆様のこれまでの厚いご支援に感謝の意を表しますと共に、新たな時代における現役学生に対する大学の支援及び指導者による指導・支援等の関わり方にかかる方針に関しまして、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

2. 課外活動・基本方針

大阪公立大学では、課外活動にかかる基本方針を以下のとおり定めます。当基本方針は、学生担当副学長予定者を座長とする「学生支援ワーキンググループ」において策定いたしました。課外活動の運営全体にかかる内容となっておりますが、当ガイドラインの目的を確認するうえでの基本的指針となりますので、ご参照ください。

1	<p><u>(課外活動の位置づけと理念)</u></p> <p>課外活動は、心と身体の調和や健康を目的としつつ正課とあいまって、学生の自主性を育み、豊かな多様性を創出するための、学生生活における重要な活動であると位置付ける。</p> <p>学生は、自発的かつ自らの責任において参加し、これを実施するものとする。</p>
2	<p><u>(課外活動の在り方と教育機関としての理念)</u></p> <p>課外活動は、正規の教育課程外の活動であるが、学生が社会規範を通じて様々な人的あるいは社会との交流を行い、互いに切磋琢磨しながら複雑化・多様化した現代社会の中で生き抜くための基本的な能力を身につける場であり、且つ人格の形成や協調性の涵養、多様性の尊重等の優れた教育的効果が得られる場でもある。</p> <p>このような教育的意義から、学業と両立する範囲において、積極的な参加が推奨される。</p>
3	<p><u>(課外活動団体の構成と運用指針)</u></p> <p>課外活動団体は、学生自治活動の一環として自主自立の運営を前提に大学による承認の下、設置されるものである。したがって課外活動団体の構成は、大阪公立大学に在籍する学生の自主的、自発的な運用を原則とし、教職員による指導を受けて、学生団体としての正しい運用を行うものとする。</p>

4	<p><u>(課外活動に対する大学の支援・制限指針)</u></p> <p>大学は、課外活動の教育的効果が円滑に達成されるよう、安全管理や社会規範・倫理を遵守するための、所定の条件を満たしている課外活動団体に対して側面的な支援を行うと同時に、信義則に照らした安全配慮義務を負う。これを実現するため、大学は学生の自主性と責任を尊重した指導・助言等を行うものとする。また、必要があれば、所定の条件を満たしていない課外活動団体に対しては、活動を制限できることとする。</p>
5	<p><u>(外部からの支援に対する大学の指針)</u></p> <p>課外活動では、本基本方針の定める範囲において、専門的・技術的技量の向上を目指す場合に限り、大学による承認を得て外部指導者等による指導を受けることができる。また、大学の承認の下、卒業生や外部支援団体による援助を受けることもできる。尚、外部指導者が課外活動の運営、運用に関して助言を行う際は、本学の基本方針並びにその細則に従うこととする。</p>

3. 大学の行う側面的支援

基本方針に基づき、大学は学生の自主性と責任を尊重しながら、課外活動の教育的効果が円滑に発揮されるよう、以下の側面的支援を行います。

1	<p><u>(施設・設備提供及び備品貸与)</u></p> <p>大学による承認の下に設置された課外活動団体に対して、学生が自主自立した活動を行うための施設・設備の提供や備品の貸与等を行います。</p>
2	<p><u>(安全配慮)</u></p> <p>安全・安心しての活動ができるよう、学生に対して安全配慮に関する指導・助言を行います。社会環境の変化により、必要に応じて課外活動ルール等を通じて安全の確保と意識啓発を行います。</p>
3	<p><u>(課外活動団体との意思疎通)</u></p> <p>各団体はもちろんのこと、課外活動団体を束ねる自治組織(体育会、文化系委員会、音楽系委員会等)とも意思疎通を図り、大学からの通知事項や各団体からのニーズなどを円滑に連絡調整します。</p>
4	<p><u>(関係者との連携)</u></p> <p>関係者が一体感をもって現役学生をサポートできるよう、大学及び顧問と、卒業生、大学の承認の下に就任される外部指導者の皆様等とが連携を図りながら課外活動の運営を行います。</p>

4. 指導者による指導・支援等の関わり方

基本方針及び「大学の行う側面的支援」を踏まえ、指導者の皆様にご留意いただきたい点について、以下のとおりご案内します。

1	<p><u>(現役学生の自主性の尊重)</u></p> <p>学生の自主自立した活動運営がさらに発展するよう、学生が自ら導き出した活動方針や運営方法等、現役学生の意思を尊重し、それらに則した指導・支援をお願いいたします。</p>
2	<p><u>(就任手続)</u></p> <p>課外活動団体(代表学生)より大学へ指導者就任の承認申請が行われ、大学内の所定の委員会による審議を経て承認が行われます。承認申請にあたっては、「指導者就任にかかる注意事項確認書」の記入・提出が必要となります。</p>
3	<p><u>(注意事項)</u></p> <p>注意事項確認書においてご確認いただく内容は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 指導者の就任期間は1年間(次年度5月末日まで)とすること。(2) 本学ならびに所属連盟からの指示・指導・助言を遵守すること。(3) 課外活動の効果を高めるため、専門的、技術的な支援を行うだけでなく、本学の学生としてふさわしい健全な人材の育成に努めること。(4) 顧問、学生と課外活動についての情報を共有すること。(5) 合宿や遠征時は治安情勢や気象条件などを考慮のうえ、適切な助言や指示を行うこと。(6) 課外活動において、事前に事故などの発生のおそれが予見できる場合には安全を第一に考慮して適切な助言や指示を行うこと。また、事故などの緊急事態が発生し、その第一報が届いた時(現場に居合わせた時)においても同様に対応すること。(7) 本学名を冠する名刺を使用する際は、名刺を一部届け出することとし、社会通念上必要とされる場合以外は使用しないこと。(8) 本学指導者の肩書を用いて学外者に対して疑念を持たれる行為をすることや、社会通念上指導者の範囲を超える振る舞いを行うことは厳に慎むこと。(9) 本学および本学学生に対し、著しい不利益を与える行為が確認された場合、その改善について本学の指示に従うこと。
4	<p><u>(指導にかかる謝金等について)</u></p> <p>指導謝金等については原則無償とします。ただし、真に必要な場合においては、現役学生にとって過度な負担とならないようご配慮をお願いします。この場合、謝金等の受給に伴う税務手続(確定申告等)は各自で責任をもって手続きをお願いいたします。</p>

5	<p><u>(大学等との連携)</u></p> <p>基本方針に基づいた課外活動運営が図られるよう、大学及び顧問や卒業生等との連携についてご理解とご協力をお願いいたします。</p>
---	--------------------------------------------------------------------------------------------

以上